

生活福祉資金貸付制度

◇総合支援資金のご案内◇

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行なうことにより、自立が見込まれる世帯を対象とした貸付制度です。

◇貸付対象◇

次の要件のすべてに該当する場合に貸付対象となります。

- ① 低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- ② 借入申込者の本人確認が可能であること
- ③ 現に住居を有している、又は住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- ④ 社会福祉協議会及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること
- ⑤ 社会福祉協議会が関係機関とともに支援を行なうことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
- ⑥ 雇用保険（失業等給付）、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等他の公的給付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと

総合支援資金

| 貸付内容 | 資金種類 | 資金の用途 | 貸付限度額 |
|------|---------|--|---------------------------------------|
| | 生活支援費 | 生活再建までの間に必要な生活費用 貸付期間は原則3ヶ月間 (最長1年間) | 2人以上の世帯 月20万円以内 単身世帯 月15万円以内 |
| | 住宅入居費 | 敷金、礼金等、住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 | 40万円以内 |
| | 一時生活再建費 | 生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用 例・就業するために必要な支度費、技能習得費 ・転居・引越費用 ・家具什器費 ・滞納した公共料金の支払いに必要な経費 ・債務整理(任意整理・特定調停)に必要な経費 | 60万円以内 |

連帯保証人 原則1名必要(やむを得ず連帯保証人を立てられない場合も申請可)

- ① 県内に居住(借入申込者と別世帯)する65歳未満の方
- ② 継続して定期的な収入があり、住民税が課税されている方

※県外居住者であっても認められる場合があります。

貸付利子 連帯保証人を立てる場合 : 無利子
連帯保証人を立てられない場合 : 年利1.5%
※延滞利子 : 年利5% (最終償還期限日の翌日より日割り)

据置期間 最終貸付日から、6ヶ月以内

償還期間 据置期間経過後、10年以内

必要書類 <申請書類>

- ① 借入申込書
- ② 世帯収支状況調
- ③ 個人情報取り扱いについて同意書
- ④ 求職活動等の自立に向けた取り組みについての計画書

※④は住居確保給付金申請者は不要

必要書類

<添付書類等>

| | |
|-------------------------------|--|
| ① 住居確保給付金申請書類 (住居確保給付金申請者) | <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者住居確保給付金支給申請書 (写) ・住居確保給付金申請時確認書 (写) ・入居住宅に関する状況通知書 (写) または 入居予定住宅に関する状況通知書 (写) ・住居確保給付金対象者証明書 (写) |
| ② 求職・雇用施策利用状況の確認書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・求職申込み・雇用施策利用状況確認票 (写) ※ハローワークで発行 |
| ③ 不動産賃貸契約書 | <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸住宅の賃貸借契約書 (写) または 停止条件付賃貸借契約の契約書 (写) |
| ④ 本人確認書類 (住居確保給付金申請者は不要) | <ul style="list-style-type: none"> ・住民票 (世帯全員記載。個人番号記載のないもの。) ・健康保険証 |
| ⑤ 世帯の収支に関する書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・源泉徴収票、所得証明書、確定申告書、 給与明細、年金振込通知書、預金通帳等 |
| ⑥ 生活困窮の状況が明らかになる書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・離職票、離職証明、雇用保険受給資格者証、 解雇通知、退職辞令、自営業の廃業届等 ・他からの借入がある場合、債務状況 (金額・ 債務者) の分かる書類 ・債務整理をしたことがある場合、現在の状況が 分かる書類 (破産・免責許可通知 等) |
| ⑦ 一時生活再建費の借入額確認書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・家具什器等の見積書 ・公共料金等の請求書、納付書等 ※後日、領収書を提出していただきます |
| ⑧ 印鑑 | |
| ⑨ 連帯保証人の資力が分かる書類 | 住民税 (市県民税) の所得・課税証明書等 |

※上記以外の書類を追加でご提出いただく場合があります。

<貸付決定後に必要となる書類等>

- ① 印鑑登録証明書 (貸付決定後に交付される借用書に実印を捺印)
- ② 預金通帳 (貸付金の振込口座)
- ③ 住居確保給付金決定通知書 (写) ※住居確保給付金申請者のみ

審査

申込書類及びその他添付書類を元に、石川県社会福祉協議会で審査会を開き、貸付の可否を決定します。審査の結果、貸付できない場合があります。※申込から審査結果が出るまで、15日程度の期間を要します。

注意事項

- 他の債務の返済等、別の目的に充てることはできません。
- 住居確保給付金の利用中は、生活支援費は家賃相当額（住居確保給付金支給額）を除いた金額の貸付となります。当初の貸付期間終了後に、引き続き貸付が必要な場合は、あらためて申請が必要となります。（再度審査があります。）
- 生活支援費の借入期間中に、公的給付（雇用保険、職業訓練受講給付金、年金、生活保護等）を受けることになった場合は、貸付を停止します。
- 生活福祉資金（福祉資金及び不動産担保型生活資金）を合わせて借入れすることはできません。また、他の借受人の連帯保証人となることはできません。
- 返済は元利均等の月賦償還となります。据置期間終了後、償還計画に基づき返済していただきます。償還期限を過ぎると、延滞利子がかかります。（延滞利子：年利5%。最終償還期限日の翌日より日割り）
- 原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けていただきます。借入期間中、毎月2回以上公共職業安定所（ハローワーク）で職業相談を受け、毎月1回以上市社会福祉協議会で面談を受ける必要があります。また、原則週1回以上求人先への応募、または、求人先の面接を受ける必要があります。
- 虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたときや、貸付金の用途をみだりに変更し、又は他に流用した場合等は、資金の全額または一部を即時に返還していただきます。
- 暴力団員が属する世帯は貸入申込ができません。
（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者が属する世帯）

◇実施主体◇

社会福祉法人石川県社会福祉協議会
電話：076-224-1212 / ファックス076-222-8900
住所：金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館 2階

◇受付窓口◇

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 金沢自立生活サポートセンター
電話：076-231-3720 / ファックス076-231-3560
住所：金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館 2階
受付時間：午前9時～午後5時45分（土・日・祝日を除く）
※事前に電話でご相談ください